

串間市議会

3月議会 6月議会 9月議会 12月議会

2020年10月

No.30

だより



Kushima City Council No.30 2020.10

URL <http://www.city.kushima.lg.jp/main/council/gikai/index.html>

「議会だよりは串間市のホームページからご覧になれます」

TEL 0987-72-0691 FAX 0987-72-0932

Pick UP!

台風第10号の影響により
議会日程が変則的になる!!

本城崎田地区



- P 2 : 9月定例会
- P 3 : 常任委員会・特別委員会報告
- P 6 : 一般質問・一般質問予定
- P16 : 議員提出議案



9 月 定 例 会

令和2年第4回串間市議会(9月定例会)会期並びに審議日程

会期：令和2年8月31日(月)から令和2年10月2日(金)まで 33日間

審 議 日 程

月 日	曜	種 別	内 容
8 月 31 日	月	本会議	○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○報告第11号から報告第15号、認定第1号から認定第10号、議案第67号から議案第79号、諮問第1号から諮問第3号 (上程、提案理由説明)
9 月 1 日	火	休 会	議案熟読 *一般質問通告締切 午後1時30分 発言順位抽選 午後2時から
9 月 2 日	水	休 会	議案熟読
9 月 3 日	木	休 会	議案熟読
9 月 4 日	金	休 会	議案熟読
9 月 5 日	土	休 会	
9 月 6 日	日	休 会	
9 月 7 日	月	休 会	
9 月 8 日	火	休 会	
9 月 9 日	水	休 会	
9 月 10 日	木	本会議	○市政総体に対する一般質問 *議案質疑通告書締切 午後0時30分
9 月 11 日	金	本会議	○報告第11号から報告第15号、認定第1号から認定第10号、議案第67号から議案第79号、諮問第1号から諮問第3号 〔質疑(報告第13号から報告第15号終了)、委員会付託(議案第79号、諮問第1号から諮問第3号省略)〕 ○請願・陳情 (上程、委員会付託)
9 月 12 日	土	休 会	
9 月 13 日	日	休 会	
9 月 14 日	月	委員会	付託案件の審査
9 月 15 日	火	委員会	付託案件の審査
9 月 16 日	水	委員会	付託案件の審査
9 月 17 日	木	委員会	付託案件の審査
9 月 18 日	金	午後1時から 本会議	○報告第11号及び報告第12号、議案第67号から議案第78号 請願・陳情 (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決) ○議案第79号、諮問第1号から諮問第3号 (討論、採決) ○日程追加 継続審査が否決となった陳情第3号の審査結果について (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決)
9 月 19 日	土	休 会	
9 月 20 日	日	休 会	
9 月 21 日	月	休 会	
9 月 22 日	火	休 会	
9 月 23 日	水	委員会	付託案件の審査
9 月 24 日	木	委員会	付託案件の審査
9 月 25 日	金	委員会	付託案件の審査
9 月 26 日	土	休 会	
9 月 27 日	日	休 会	
9 月 28 日	月	委員会	付託案件の審査
9 月 29 日	火	委員会	付託案件の審査
9 月 30 日	水	委員会	付託案件の審査
10 月 1 日	木	委員会	付託案件の審査
10 月 2 日	金	午後1時から 本会議	○認定第1号から認定第10号 (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決) ○日程追加 議員提出議案第6号 (上程、提案理由説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)

を期すため赤池小学校に使える資機材が保管されているが、利用できないか協議すべきです。(9)ふるさと納税、目標1億円が7,630万円と納税額に返礼品を委託している(株)オレンジゲートについては実績も考慮し選定すべきです。(1)緊急出動件数が872件で過去最高。今後災害の増加が予想されるため、職員の技術・能力の向上に努めるべきです。(2)消防団員は485名、団員減少対策のため女性団員の強化も図るべきです。共通事項として、協議会の会長に市長が充てられているが、補助金を助成する立場であり見直すべきです。

入札について、(1)入札件数210件、不調18件、不落3件、市内指名業者が68社のうち落札できなかった業者が12社ある。(2)指名は公平公正に行うべきである。(3)指名は公平公正に行うべきである。(4)指名は公平公正に行うべきである。(5)指名は公平公正に行うべきである。(6)指名は公平公正に行うべきである。(7)指名は公平公正に行うべきである。(8)指名は公平公正に行うべきである。(9)指名は公平公正に行うべきである。(10)指名は公平公正に行うべきである。(11)指名は公平公正に行うべきである。(12)指名は公平公正に行うべきである。(13)指名は公平公正に行うべきである。(14)指名は公平公正に行うべきである。(15)指名は公平公正に行うべきである。(16)指名は公平公正に行うべきである。(17)指名は公平公正に行うべきである。(18)指名は公平公正に行うべきである。(19)指名は公平公正に行うべきである。(20)指名は公平公正に行うべきである。(21)指名は公平公正に行うべきである。(22)指名は公平公正に行うべきである。(23)指名は公平公正に行うべきである。(24)指名は公平公正に行うべきである。(25)指名は公平公正に行うべきである。(26)指名は公平公正に行うべきである。(27)指名は公平公正に行うべきである。(28)指名は公平公正に行うべきである。(29)指名は公平公正に行うべきである。(30)指名は公平公正に行うべきである。(31)指名は公平公正に行うべきである。(32)指名は公平公正に行うべきである。(33)指名は公平公正に行うべきである。(34)指名は公平公正に行うべきである。(35)指名は公平公正に行うべきである。(36)指名は公平公正に行うべきである。(37)指名は公平公正に行うべきである。(38)指名は公平公正に行うべきである。(39)指名は公平公正に行うべきである。(40)指名は公平公正に行うべきである。(41)指名は公平公正に行うべきである。(42)指名は公平公正に行うべきである。(43)指名は公平公正に行うべきである。(44)指名は公平公正に行うべきである。(45)指名は公平公正に行うべきである。(46)指名は公平公正に行うべきである。(47)指名は公平公正に行うべきである。(48)指名は公平公正に行うべきである。(49)指名は公平公正に行うべきである。(50)指名は公平公正に行うべきである。(51)指名は公平公正に行うべきである。(52)指名は公平公正に行うべきである。(53)指名は公平公正に行うべきである。(54)指名は公平公正に行うべきである。(55)指名は公平公正に行うべきである。(56)指名は公平公正に行うべきである。(57)指名は公平公正に行うべきである。(58)指名は公平公正に行うべきである。(59)指名は公平公正に行うべきである。(60)指名は公平公正に行うべきである。(61)指名は公平公正に行うべきである。(62)指名は公平公正に行うべきである。(63)指名は公平公正に行うべきである。(64)指名は公平公正に行うべきである。(65)指名は公平公正に行うべきである。(66)指名は公平公正に行うべきである。(67)指名は公平公正に行うべきである。(68)指名は公平公正に行うべきである。(69)指名は公平公正に行うべきである。(70)指名は公平公正に行うべきである。(71)指名は公平公正に行うべきである。(72)指名は公平公正に行うべきである。(73)指名は公平公正に行うべきである。(74)指名は公平公正に行うべきである。(75)指名は公平公正に行うべきである。(76)指名は公平公正に行うべきである。(77)指名は公平公正に行うべきである。(78)指名は公平公正に行うべきである。(79)指名は公平公正に行うべきである。(80)指名は公平公正に行うべきである。(81)指名は公平公正に行うべきである。(82)指名は公平公正に行うべきである。(83)指名は公平公正に行うべきである。(84)指名は公平公正に行うべきである。(85)指名は公平公正に行うべきである。(86)指名は公平公正に行うべきである。(87)指名は公平公正に行うべきである。(88)指名は公平公正に行うべきである。(89)指名は公平公正に行うべきである。(90)指名は公平公正に行うべきである。(91)指名は公平公正に行うべきである。(92)指名は公平公正に行うべきである。(93)指名は公平公正に行うべきである。(94)指名は公平公正に行うべきである。(95)指名は公平公正に行うべきである。(96)指名は公平公正に行うべきである。(97)指名は公平公正に行うべきである。(98)指名は公平公正に行うべきである。(99)指名は公平公正に行うべきである。(100)指名は公平公正に行うべきである。

資料の誤りで謝罪(1)議会に提出された資料の誤りや審議日程の調整で事前に相談する課もあり、委員会審査直前に申し出る課もあり、審査日程に大きな影響が生じたことに、市長よりお詫びの文書が提出された。今後このようなことがないように取り組むべきとの指摘がありました。

文教厚生常任委員会

委員長 堀 透
今定例会におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けておりました報告1件、議案5件、認定5件につきまして審査いたしました結果、原案のとおり可決いたしました。主な内容について報告いたします。

報告第11号令和2年度串間市一般会計補正予算(第5号)について
分割付託を受けておりました関係部分については第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費において、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業が計上されている。新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として国の制度で低所得者のひとり親世帯に対し1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円の臨時特別給付金を支給する事業である。経費を緊急に措置することから専決処分をしたとの説明であったが、申請期限も定められていたことから残り対象者に対しても支給できるように引き続き周知対応をすべきと意見がありました。

議案第67号令和2年度串間市一般会計補正予算(第7号)について
分割付託を受けておりました関係部分については第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費に

おいて宮崎県・市町村災害安心基金事業が計上されている。令和2年7月の豪雨により住宅被害にあった被災者に対し支援するための県及び市町村で積み立てられた基金から給付する事業である。県の事業のみでなく串間市独自の支援制度も必要ではないかと意見がありました。

議案第70号令和2年度串間市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

第5款地域支援事業費、第2項一般介護予防事業費、第1目一般介護予防事業費において、高齢者生きがい活動促進事業が計上されている。住民主体の生活支援、共生の居場所づくりや農福連携や高齢者の社会参加・役割創出活動に対して助成を行うものであり、助成を希望するNPO法人等の団体を公募する事業である。新たな取り組みとして高齢者の生きがいや健康づくりへの効果が期待される。生涯現役社会の実現に向けた事業になるよう実施団体と連携を取り、事業の進行管理に努めるべきと意見がありました。

議案第77号財産の取得について
小学校・中学校における一人1台端末整備事業によるパソコン整備が整備されるよう早急に行うべきと意見がありました。また、操作方法をはじめ児童生徒間の格差が生じないように児童生徒の心身への影響に配慮した対応にも努めるべきと意見がありました。

議案第68号令和2年度串間市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
議案の一部を改正する条例
以上2件につきましては全会一致により可決いたしました。

認定第1号令和元年度串間市一般会計歳入歳出の認定について
分割付託を受けておりました関係部分については第2款総務費、第3項戸籍住

民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費のコンビニ交付サービス事業及び個人番号カード交付事業は住民票などコンビニで交付が可能となる。利用には個人番号カードが必要となる。本市のカード発行交付率は全国的に見ても高い交付率であるが100%ではない。更なる普及率向上に努めるとともにコンビニ交付サービス利用についても促進すべきと意見がありました。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の自殺対策強化事業について

地域生活支援センターWinningにて心の相談窓口を設けている。自殺予防の周知啓発に取り組みとともに串間市自殺対策推進庁内連絡会議による庁内連携を図り、情報共有を行いながら自殺対策の推進に努めるべきです。

第3目老人福祉費のねたきり老人等介護手当給付事業においては在宅にて介護をしている家族に対し月額5,000円を支給する事業となっている。家族の経済的負担軽減が図られるよう支給額の増額を検討すべきです。

また、介護支援専門員人材育成事業は介護支援専門員の資格取得支援として研修・試験にかかる費用の助成をするものである。介護支援専門員の高齢化や人材不足が問題となっている。市長会を通じ国県へも懸案事項等を要望しながら引き続き、改善に向けた取組に努めるべきです。

第1目児童福祉総務費の要保護児童等対策事業については市民からの虐待に関する情報提供により対応する事例があることから、子供の安全確保のために研修等により対応する職員のための研修等により対応する職員のスキル向上を図るとともに事業の発生時については関係機関と連携のもと早急かつ適切な対応に努めるべきです。

第3項生活保護費、第2項扶助費の生活保護費については、生活保護世帯は減少傾向ではあるが扶助費が増加している。これは、受給者の高齢化に伴う医療扶助が要因である。

平成30年の生活保護法改正により令和3年1月から必須事業となる。被保護者の生活習慣病の発症及び重症化予防等を推進する目的から関係課と情報共有・連携をするように実施有効な医療抑制対策となるよう実施予定である本事業の進行に努めるべきです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費の保険衛生総務費人件費(衛生)については不法投棄を含むごみ問題をはじめ公生墓田など市民が生活を営む上で発生る問題に早急かつ適切な対応に努めるべきです。

第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の小中高一貫推進事業及び福島高等学校支援事業については令和元年度予算にて補助金等未払いが発覚した。未払いの内容は、福島高校通学費補助金3件、福島高校検定料補助金1件、スクールバス代車料金1件であり行政に対する保護者、高校の信頼を損なう事態となった。これを重く受け止め、今後このような事態が起らないよう再発防止対策、チェック体制強化、職員、適正な事務処理に努めるよう強く指摘しました。

認定第2号令和元年度串間市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定
認定第10号令和元年度串間市木診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第3号令和元年度串間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について、採決の結果、別段異議なく全会一致で認定いたしました。



産業建設常任委員会

委員長 野辺 俊郎
産業建設常任委員会に付託を受けました報告2件、議案5件、陳情1

件については、原案のとおり承認可決されましたが、その主な審査した結果を報告します。
報告第11号(令和2年度串間市一般会計補正予算(第5号)の専決報告)について中、分割付託を受けておりました関係部分については、
新型コロナウイルス感染症対策休業協力金事業については、やむを得ず休業した串間温泉いこいの里及び都井岬観光交流館の指定管理者に対し、休業協力金を補助する事業であるが、事業内容に専決処分すべき緊急性が見受けられないことから、臨時議会で議論すべきであったとの意見がありました。

次に、報告第12号令和2年度串間市一般会計補正予算(第6号)の専決報告について中、分割付託を受けておりました関係部分については、
休業要請協力金等支給事業については、休業要請等に協力した事業者に対し協力金等を支給する事業であるが、申請漏れのないよう今後周知徹底を図るべきとの意見がありました。

次に、議案第67号令和2年度串間市一般会計補正予算(第7号)中、分割付託を受けました関係部分については、
まず、串間温泉いこいの里の修繕費を追加補正するものであるが、計画的に取り組んでいくべきとの強い意見がありました。また、天窓の撤去を行い修繕を行ったうえで修繕すべきとの意見がありました。

食用かんしよ産地維持緊急対策事業については、今年が産地維持の分岐点になると考えられるので、串間市大東農業協同組合をはじめ、関係機関とも一層連携を密にして、早期終息を目指して取組を進めるべきとの強い意見がありました。

地域経済活性化プレミアム商品券事業については、市民に不公平のないような販売方法に取り組むべきとの強い意見がありました。

次に、市営住宅については、適宜住宅を廃止するなどして、経費を抑えながら適切な市営住宅管理に取り組むべきとの意見がありました。国の災害復旧事業については、国の災害査定を受けた後でなければいけないが、1日も早く復旧できるように取り組むべきとの意見がありました。

次に、議案第75号公の施設の指定管理者の指定については、株式会社海山中中は、運営予定者としては十分な実績があり、本市の今後にとって重要な道の駅の成功に向けて取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、議案第76号工事請負契約の締結については、契約の相手方が市外業者となつていますが、市内業者育成の観点から市内業者を契約の相手方とできるようすべきであったとの強い意見がありました。

産業建設常任委員会に付託を受けました認定5件については、原案のとおり認定されましたが、その主な審査した結果を報告します。
まず、認定第1号令和元年度串間市中、分割付託を受けていた関係部分であります。

まず、共通事項として、運営費補助金、事業補助金については、積算や、事業内容等の確認を行い、事業効果が十分に発揮できるものとなるよう取り組むべきである。
業務委託料については、可能な限り庁内で設計できる体制を作り、経費の節減に努めるとともに、施設等の維持管理関係では経費を抑えらるよう事業の実施方法を再検討すべきである。

工事請負費については、発注に際し地域振興・地元業者育成の観点から地元業者を優先すべきであり、また少額な工事の場合は、工事を合冊するなど円滑に落札・執行されるよう取り組むべきである。
次に、農林水産業後継者育成支援

のための補助事業がいくつか執行されているが、市内産業の維持のために行う際には事業の仕組みを説明し、補助金が返還なく執行されるよう取り組むべきである。
串間温泉いこいの里の未収金については、今後の返済が滞るようであれば速やかに強制執行に踏み切るなど、早期に決着を図るべきである。

地籍調査事業については、土地の境界が確定されていないこと、盗伐等の事例があるので南那珂森林組合等とも連携し、調査が進むよう取り組むべきである。
観光地等公衆トイレの維持管理経費については、使用禁止となつているものもあるため、防犯・安全の観点から早めに撤去すべきである。
河川浚渫事業については、近年は想定外の自然災害が発生して、近年は各地区から要望があつた際には対応できるような十分な予算措置をすべきである。

串間市中心市街地まちづくり事業については、串間市の行政全体で協力体制を組み、予定どおり道の駅の完成・開業に向けて取組を進めるべきである。
市営住宅の連帯保証人については、福祉事務所の自立支援係とも連携し、入居条件を緩和しつつ未収金を発生させないような仕組みづくりに取り組むべきである。

次に、認定第5号令和元年度串間市水道事業会計決算の認定については、緊急時対応の予算確保の必要性は認めるものの、3月補正の段階で精査し、不用額を抑えられるよう努めるべきである。
また、配水管布設計業務委託については、設計担当職員を増員するなど設計できる体制を作り、経費削減に努めるべきである。

また、配水管布設計業務委託については、設計担当職員を増員するなど設計できる体制を作り、経費削減に努めるべきである。

一般質問



市議会議員が市に対して
皆さんの生活にかかわる内容を
質問します。

市長や行政委員会に市政の状況や将来の方
針、住民生活に密接に係わる事項について
質問をすることで、今串間市ではどんなこ
とが行われているか知ることができます。



台風第10号・避難所は満員！ コロナ禍で経済の影響は深刻



こだま まさたけ
児玉 征威 議員



動画
視聴

636人が避難、課題解決を

Q 気候変動で、台風第10号は瞬間風速が6〜70メートル、史上最強と言われ避難所は満員、避難所を増設したが、幸い大きな被害もありませんでした。市の対応と課題は。

A 636人が避難、どこも満員で避難所を12か所設置、分散避難で宿泊所も満室、課題解決に取り組む。

「気候非常事態宣言」を

Q いま、世界中で「気候非常事態宣言」を行う国・自治体が広がっています。「自然エネルギーのまち」として「気候非常事態宣言」等、気候変動にどう取り組みますか。

A 10月に串間市の電力自給率は14.6パーセント以上になる。官民挙げてCO₂削減に取り組む。

コロナ、今やるべきはPCR検査

Q 今やるべきことは、集団感染のリスクが高い医療、福祉、学校などへのPCR検査を行うことです。インフルエンザの流行期を迎える秋以降に第3波が起こることを指摘する声もあります。延岡市はインフル予防接種を無料にする予算

を9月議会に提案しています。対策は。

A 独自のPCR検査は考えていない。

GDPは戦後最悪、道の駅等への影響は

Q コロナ禍の影響で国内総生産・GDPは年率換算では28.1パーセント減で戦後最悪、影響は。

A 運動公園使用料で約4百万円の減、温泉など市内の経済は厳しい状況にある。道の駅の30万人利用客等の見直しはしない。

10年後串間の人口は1万3千人

Q 昨年の出生数は前年比マイナス45人の88人、10年後はどうなるか。

A この10年間で3,306人減少し、現在16,913人、10年後は推計13,651人。

20人クラス実現を

Q 新しい生活様式で20人のクラスが望まれています。

A 20人以上のクラスは、小学校で20、中学校で12ありますが、早期の実現は困難。

令和2年第4回串間市議会（9月定例会）につきましては、9月7日から10日までの4日間、市政総体に対する一般質問となっております。

気象庁並びに国土交通省の発表により、台風第10号の接近に伴い、記録的な暴風や高波、高潮、大雨となるおそれがあるとの事前の予報が発表されたことなどから、当局が災害などに対応できるよう配慮し、質問通告者12名のうち11名が取り下げられました。

市議会といたしましては、予定していた一般質問に代わる措置として、当局から回答のうえ、それを各議員が取りまとめて市議会だよりに掲載することといたしました。

つきましては、11名の議員が予定されていた質問項目や当局からの回答を掲載いたします。



国土強靱化 緊急対策について

Q 本市の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗状況について。

A 本市では、国県の国土強靱化計画に沿った内容で串間市国土強靱化地域計画を本年5月に策定しました。内容は、39の災害等に関する施策プログラムを設定し、9つの個別施策による取組等を示しています。ご案内のように、閣議決定の緊急対策では、各分野でのインフラ強化や充実が具体的なメニューとして採用されています。国県の計画に沿って市が取り組んだ事業はありますが、市の地域計画に沿った市独自事業については、市民の皆様が安全安心な生活と災害に強い環境を提供できるようにものを調査研究していきたいと考えております。

では、耕作者より高潮等により河川水位が上昇した際、堤防に浸透した水が河川側から水田へ流入する状況があると伺っております。管理者である串間土木事務所によりますと、今後、関係者と現地立会などを実施し、因果関係等を調査されていくとのことでございます。

その他の質問

- ・ 本城地区の飲料水対策について
- ・ 令和元年度決算について
- ・ 令和元年度農業販売高について
- ・ 串間市子ども・子育て支援事業について
- ・ 令和元年度市民病院決算について
- ・ 病院改革プランについて
- ・ フレイル健診について

Q 本城地区の塩害対策について。

A 本城川城泉坊橋下流沿いの水田の塩害につきまし



いまえ たくし 議員
今江 猛

12月定例議会に向けて



ほり とおる 議員

今定例議会開会中、一般質問初日に大型で強い台風第10号が九州や中国地方に接近し、甚大な被害が予想されることから、市民を守る立場の行政機関に対し議員として妨げることはいけないと判断し一般質問を取り下げることいたしました。市民の声を行政に届けるのが私たちの役目ですが、9月定例議会の一般質問を12月定例議会ですらに詳しく、ぶつけ合い議論していきたいと考えています。

9月定例議会での一般質問

- 1 一人一台端末整備事業で、想定される障害があると思うが、その対策は。
- 2 この事業で発生する仮想空間、空間を管理する正しい学習指導が必要と考えるがこの対策は。
- 3 ユネスコスクール加盟について。
- 4 人事評価制度について。
- 5 企業一般に扱われる評価基



- 6 準での評価も必要と考えるが、評価規定改正の考えは。
 - 7 休暇休業制度について。
 - 8 地方公務員が就学する制度はないのか。
 - 9 串間オリジナルブランドについて。
 - 10 ふるさと納税について。
 - 11 人工透析患者の現状と課題について。
 - 12 高齢者ドライバーの支援について。
 - 13 公用車にドライブレコーダーの設置の考えはないのか。
 - 14 地域防災について。
 - 15 防災無線について。
- 以上が質問の予定でした。

市長の政治姿勢について



さかな よしひろ 議員

九州地方に台風第10号が接近し、気象庁等の発表によると特別警報級の猛烈な勢力に発達し、記録的な大雨や暴風の恐れがあるとことから、行政としても災害対策本部の設置、災害調査が必至とすることで、今回9月議会の一般質問を取り下げ、12月議会ですら質問することにしました。

9月議会の一般質問通告

- 1 災害による被害をなくすために、自助・共助・公助のあり方を含め、日本全国でこの串間に住めば被害に遭わない安心・安全なまちづくりを進める考えはないか。
- 2 経済対策について、串間市は自主財源である市税の減収、地方交付税頼みの脆弱な市である。そのような中、今後の中期財政収支見通しの大幅な見直し、緊縮財政を含めた対応をどのように進めていくのか。
- 3 ふるさと納税について、自主財源の少ない市にとつては貴重な財源である。このふるさと納税の増額に向けてどのような努力をしていくのか。
- 4 教育行政について、2019年度に小学5年生・中学2年生の体力テストが実施された。串間市の現状はどうか。次

- 5 携帯電話の学校への持込についての対応はどうするのか。
- 6 平均寿命と健康寿命について、女性が77・45歳、男性が81・41歳と伸びている現状の中、健康寿命を延ばすためにどのような事業を進めていけるのか。
- 7 高齢者施設等におけるオンラインの面会対策はどうなっているのか。
- 8 市民病院の累積欠損金が15億8千2百4万4千円となつているが、医師確保も含め、この難局をどのように乗り切っていくのか。
- 9 串間市の農業について、少子高齢化のもと、後継者不足、耕作放棄地問題をどう考えているのか。次にかんしよ茎・根腐敗について、今後どのような対策ができるのか方向性をお伺いします。
- 10 新型コロナウイルス対策で、休業要請などによる生活困窮者の実態、あるいは生活保護の申請状況はどうなのか。
- 11 串間市におけるフードバンクの手続きや備蓄はどのようになつているのか。
- 12 串間市における水道未普及地域の現状と実態について。プラスチックの回収と現状について。

市長の政治姿勢について



のべ しゅんろう
野辺 俊郎 議員

1 今回台風第10号が接近し、特別警報級の発達し記録的な大雨や暴風の恐れがあることから、災害対策本部の設置や災害調査が必要とのことで、今回9月議会での一般質問を取り下げました。

2 再度、12月議会でも質問することにしました。

3 市長の政治姿勢について。

4 かんしよ茎・根腐敗症について。

5 中心市街地の駅についで。

6 プレミアム商品の販売について。

7 串問市のホームペーヅについて。

予定していた一般質問について



ふくどめ しげと
福留 成人 議員

1 第六次串問市長期総合計画について。

2 人材育成と組織改革について。

3 地域づくりと人間（ひと）ネットワークについて。

4 公共施設等総合管理計画について。

5 コロナウイルス感染症対策について。

6 避難所運営、防災とコロナウイルス感染症対策について。

7 マイナナンバーカードについて。

8 市外在住学生応援事業について。

9 福島高校公営塾「樹スクール」の現状と取組について。

10 オンライン授業の課題について。

11 ふるさと納税について。

12 ミカンコミバエ対策の現状と今後の行動計画について。

13 コロナ禍での外国人就労の影響について。

14 入札について。

15 右記の質問等を予定していましたが台風の影響により取り下げました。今後の議会での質問を予定しております。

災害に強いまちづくり



かわさき ちほ
川崎 千穂 議員

1 来年10月に任期満了となりませんが、次期出馬のご決意を伺いたい。

2 若手職員との意見交換会（串問の未来を考える会）でどのような意見があり、どう市政運営に生かすのか。

3 小規模事業者継続給付金の実績について。

4 串問市では感染者は出ておりませんが、誰もがかりうるのがコロナ感染症です。コロナ禍中感染者に対する差別や偏見がSNSなどを通じ広がっています。感染者を責めるのではなく、励ます意味での「偏見や差別防止」の取組を幅広く進めていくべきではないか。

5 内閣府は都道府県に対し、新型コロナウイルス対策として2次補正で増額した地方創生臨時交付金の使い道について、新生児などの支援に自治体独自で給付金に活用できると通知しました。多くの自治体が、基準

6 災害は忘れる間もなく起こる昨今、分散避難や避難所の整備が必要です。各避難所の空調設備は整っているか。

7 自然災害による停電被害を踏まえ、安全な電力の供給体制を確保するための電力インフラ・システムを強化（電力レジリエンス）することですが、串問市の国土強靱化計画にも電力ネットワークのため、太陽光・蓄電池などの再生エネルギーの導入を促進することが必要であると示されております。

8 持続可能なまち（SDGs）として災害時の電力供給のための仕組みづくりに取り組むべき。

台風第10号の経過と 市民の皆様へのお詫び



やまぐち なおつぐ
山口 直嗣 議員

今般の議会だよりの市政総体に対する質問を辞退したことにつきまして市民の皆様深くお詫びを申し上げます。

9月6日より7日にかけて、台風第10号が九州に接近もしくは上陸という気象台、自治体や報道で特別警報級の勢力に発達し、記録的な大雨、暴風、高波、高潮となる恐れがあるとのことでありました。

9月7日から市政総体に対する市長への質問が始まる予定でありましたが、7日は休会となり、今度のような状況になるか見当がつかない状況の中で、行政、公共団体などの対応を考えますと、今回は辞退をすべきと判断しましたので、取り下げを議長へ申し入れた次第であります。

結果としましては、万全の態勢の中で早めの対応で、串間市としては大きな災害もなく安堵しているところであります。私も一般質問の要旨等を行政と打合せ、通告をしてまいりました。

- 1 市長の政治姿勢について。
- 2 新型コロナウイルスの状況と対策について。
- 3 市民病院に入院されている

家族との面会について。家族と情報交換ができず不安が募る。改善すべきではないか。

4 かんしよ茎・根腐敗症対策と現状について。

5 農政、林業行政について。特に長期的な循環型林業、そして中山間地域農業について。

6 農畜産物の消費拡大その他市政総体について。

7 市民生活課の対応とマイナンバー制度について。

8 最後に、市木の諸問題について。

特に国道448号の整備について、幸島の砂州の問題、石原子持田線のオーバークレイの問題などについて。

以上、幅広く通告してまいりました。

今回の通告を生かし、12月の定例議会へ通告したいと思っております。

本当に市民の皆様への負託を鑑みますと断腸の思いであります。

市民の皆様への福祉の向上に日々邁進してまいりたいと思っております。

災害対策の対応



せお しろお
瀬尾 俊郎 議員

台風第10号は、過去最大級ともいわれ、九州全土を通過していききました。人災、水害、また、農作物等の被害が相当数出た地域もありました。幸いにも串間市は難を逃れたのか、被害が予測よりも少なかったように思われました。

今回、9月議会真最中の出来事で、全員協議会開催中、行政の災害対応を重視し、一般質問自粛の提案があり、私も、協力すること、一般質問の取り下げを決しました。

通告しておりました、一般質問としましては、新型コロナウイルス感染症での、経済の疲弊をどのような対策を講じていき、今後の串間市全体の見通しについてのを考えを市長に問い、具体的対策の計画を糺すつもりでした。

また、道の駅も来春には開業となりますが、串間市を知ってもらうための宣伝やPR活動としてどのような行動を起こしていかれるのか。

福島高校の存続。かんしよ茎腐れ病の今後の対策。小規模農家に対しての助成制度の確立など。

そして、北方地区の問題点として、数年まえからお願している北方支所の設置について。また、北方地区における災害避難所についてです。以前にも申し上げましたが、北方地区住民の避難先として、総合体育館が指定されておりました。今回の台風第10号におきましても、避難場所指定でもある旧北方中学校への避難設置・誘導はありませんでした。今まで経験したことのないような災害が予測されていたにもかかわらずです。予てより、災害時の被害把握・対策面等、また地域住民の生活面等においても、情報の収集や最も必要とされる正確性を期する上でも、北方支所・地域内への避難所設置を早急に考慮していただきたい旨を主張する予定でありました。

新常態へ ソフト側の私たちが 変わらなければ



ないとう けいすけ
内藤 圭亮 議員

1 新常態までの過程、これからの新常態に対する行政運営の考えは。

2 講座の在り方と、高齢者へのICT講座について
今年、コロナ禍でお子さんの帰省がなかったことをきっかけにパソコンやスマホを使って家族の顔が見たいとお声もあった。マイナポイント取得のやり方や様々なICTの活用を広める場として講座等をする考えは。

3 システム統一によるスマート自治体基盤整備事業について
スマート自治体基盤整備事業は市としてどのような整備をされるのか。また、どのようなものの利便性が向上するのか。

4 職員の在宅勤務(テレワーク)について
災害やコロナ感染者が発生した場合など、行政機能を維持、市の業務体制を確保、継続させるためにも新しい働き方や体制を構築しておくことが重要と考えますが、市職員の在宅勤務(リモートワーク)の考えは。

5 キャッシュレス・地域振興について
コロナ支援策は今後も継続的に支援していただきたい。地域振興券や商品券の発行、換金、印刷などの経費も負担、利用者側も換金所などでの密を避けることができるなど、双方にとって利便性が良くなるキャンペーンを打ち出

6 生まれてくる赤ちゃんへの給付金について
国の特別定額給付金は4月27日が基準日となっており、それ以降に産まれてきたお子さんは対象外となっている。出生数が落ち込んでいく傾向とコロナの影響が今後、どう出てくるかわからないが、逆ピラミッドの人口構造上、経済状況や不安な精神状態で出産や子育てを悩むまちにするわけにはいかない。

7 地域の生活インフラ維持の考え方について
以前、郵便局に支局運営を委託するインフラ維持について考えをお聞きした。
今後、一体運営や業務委託を考えなければ、串間のインフラ維持は難しいと考える。串問駅の運営等を串問市内の郵便支局等との協議や一体運営の考えは。

特別定額給付金を4月28日以降に生まれてくる新生児にも支給してもらいたい。
4月28日以降から9月1日までの出生数と妊婦さんの数 約80名の出生数と妊婦さんの数

予定していた 一般質問について



いわした ゆきよし
岩下 幸良 議員

1 基金の財源確保について。

2 コロナに対応しての新しい生活様式について。

3 国体誘致とスポーツの競技力向上について。

4 福島高校存続について。

5 地域交通をどう維持するのか。

6 入札について、建設工事発注基準はどうか。

7 各保育所の行事について。

8 自然災害の対応について。

9 温泉について。

10 職員の文書管理について。

11 蔵元橋歩道計画について。

12 市営墓地について。

13 教育行政について。

14 高齢者のゴミ出し支援について。

以上質問項目です。台風のため9月議会では一般質問を取り下げましたので、12月議会ですべて再質問してまいります。市民の皆様の見聞も参考にいたします。よろしくお願ひします。



串間市の 農業振興について



きくなが ひろちか
菊永 宏親 議員

Q 本年産主要農畜産物の生産状況分析と対策について。

て。

A 施設園芸作物については、安定した作柄であったが、露地作物等においては、天候不順等により作柄が安定しない状況であった。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、価格が平年より下がっている状況である。特に食用かんしょにおいては、病気の発生が早まっておりその対策が急務である。

A 現状において全量供給が困難であり、供給体制の整備、購入費用等の課題があり、確保する方向で各関係機関・団体等と検討していく。

Q かんしょほ場の一斉防除の取組について。

A 防除対策として、梅雨前の生育初期段階で一斉防除を実施することは有効な手段であり、今後は省力機械導入支援や、地域防除体制を構築し、一斉防除の確立に努める。

Q かんしょ収穫後のほ場管理対策の取組について。

A 腐敗かんしょや残渣の持ち出しや、気温が高い段階でのほ場の耕運等による徹底した腐熱処理が次期作には特に重要である。

Q 育苗対策として、宮崎紅の種イモの確保対策の取組について。



請願陳情審査報告書

令和2年第4回串間市議会（9月定例会）

種別番号	受理年月日	件名	付託委員会	審査結果
陳情第2号	令和2年4月20日	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	総務	採択
陳情第3号	令和2年8月11日	寺里地区における避難道路の整備について	産業建設	採択

9月議会・討論

児玉 征威

報告第11号、議案第67号、69号、74号、75号、76号、78号については次の理由で反対します。

どうなる？串間市！

コロナ禍の影響で日本の国民総生産・GDPは戦後最悪の28.1パーセント。深刻なのは運輸、宿泊・飲食業などです。地財法第3条では「経済の現実に即応して予算を編成する」となっていますが、そうなっていない。

赤字続き「金食い虫」と心配している温泉。4月から一部営業を開始する道の駅。約16億円の赤字を抱え経営が悪化している市民病院。

昨年の串間市の出生数は初めて百人以下の88名。10年後の人口推計は1万3千人台。串間市はどうなるのか。いま、真剣な議論が求められています。

コロナ禍対策を理由に、議会に諮らず市長専決が相次ぎました。今回の専決は、「地方自治法第179条違反である」ことを認めました。問題にしたのは、串間温泉への1千万円の協力金や、緊急性がある5月に専決した市民病院の医療用防圧テントは現在も執

行されていません。新しい生活様式としてすべての生徒にパソコンを貸与するための入札は、臨時特例交付金で全額補助するため全国で注文が殺到、公募は1社の随意契約です。

市民病院は、公営企業法の全面適用になり、病院管理者が入札等を行うようになりまし
た。しかし、経営は改善されず、赤字は約16億円に膨らんでいます。バイオマス発電の工事入札を7月15日に行い、3億4,155万円で発注・施工していますが、5,402万円の設計変更は議会に諮らず、2億円の電子カルテの執行残3,566万円などを流用してありますが事後報告です。設計は県外の飛騨高山クリーンヒート合同会社ですが、昨年、串間温泉のバイオマス発電の設計を担当、当初7,447万円の工事費が追加補正で1,356万円増額されています。一般会計では、1億5千万円以上の工事契約は議会の議決が必要ですが、市民病院に議会の議決事項が適用されていないのは問題です。
増額した5,402万円のうち4,661万円は借金です。この分赤字が増えたことになりました。

一の施設です。廃止することは許されません。道の駅の指定管理者の指定と、工事契約の締結ですが、まだ、工事も発注していないのに、指定管理者の指定をなぜ急ぐのか。しかも、総務省通知の「複数の者から適正かつ効率的に管理できるものから選定する（通知）」に違反し、公募もせずに選定しています。工事契約は、「手持ち工事も勘案して指名する（市の工事発注基準）」となっていますが、T業者は道の駅工事を1億9,978万円、H業者は1億4,135万円受注、「工事発注基準」違反の指名入札となっています。

水道の黒字分、5,057万円を資本金に繰り入れる議案、串間市の水道料金は9市で一番高い10立方メートルあたり1,777円、最低は小林市の1,023円。754円も高く払っています。コロナ禍対策で宮崎市などは水道料金の減額を実施しています。串間市も実施すべきです。交付税制度はどの自治体も公平なサービスが保証される制度です。地方公営企業法第3条は「公共の福祉を増進するよう運営しなければならぬ」となっています。水道料金の地域間格差は解消すべきです。

いては意見をつけて賛成します。開発優先でなく、くらし優先の市政を！

自治体の仕事は、地方自治法等で「住民の福祉の増進に努める」とともに、「最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬ」となっています。憲法第14条は「すべての国民は法の下に平等」となっています。

出生数88人、10年後1万3千人

コロナ禍の影響で国民総生産・GDPは、戦後最悪28.1%も減少、運輸・観光・飲食関係は深刻な打撃を受けています。いま、新しい生活様式を図りながら市民の暮らしをどう守っていくかが最重要の課題になっています。

串間市の人口は、過去10年間で約4千人減少し、現在の人口は16,913人、10年後は1万3千人台が見込まれています。深刻なのは昨年の出生数が前年の1,333人から88人と激減。一方で65歳以上の高齢者は7,354人・43%。空き家は1千件近くになっています。子育て・高齢者への支援は待ったなしの課題です。

されました。串間温泉、「無償譲渡」が失敗。2億849万円が改修、本城支所・公民館を移転させました。燃費節約ができる整備したバイオマス発電は、当初7,447万円の工事費が1,356万円増額変更、業者は指定管理者の大淀開発です。

7月にコロナ禍で串間温泉に協力金1千万円を専決、大規模に修繕費など1,759万8千円を提案しています。

この他にも前指定管理者の電気代未払い1,640万円も回収の目途も立っていません。金食い虫？の温泉、責任はだれがとるのでしょいか。

都井岬ビクターセンターは廃館、新たに約4億円が都井岬交流館が建設しました。都井岬の観光客は、最高60万人台から昨年は87,321人、コロナ禍の影響で深刻な事態です。

高松オートキャンプ場は、5,769万円で整備が進められています。道の駅を含めた総事業費は約35億円です。市民への大きな負担になることは明らかです。

公平・公正な入札・契約を！

今年度の道の駅建設費は、8億4,160万円です。8件の指名入札の平均落札率は98.6%です。平均落札率は92.9%（串間市95.82%）この落

札率なら約4千万円の工事費の減額ができます。令和元年度、67の指名業者のうち最高は1億4,740万円、12業者は落札ゼロ。辞退が127件等、議会の指摘事項は改善されています。

串間温泉の指定管理者になった業者が、道の駅の建設工事2億1,175万円を受注。市民からは公正・公平な指名なのか？疑問の声が寄せられています。

指定管理者の応募は道の駅以外は、市外業者、応募は1社のみで競争原理は働かず、総務省通知、「複数の業者から選定する」にも反しています。

”おかしな”税金の取り方は改めよ！

串間市は、固定資産税で約8千万円の超過税を課し、一方で入湯税約1千万円は免除されています。固定資産税は国税の資産割にも影響します。超過税分の国税への影響は約1,300万円程度になります。

子どもに課税する均等割は廃止せよ！

国保税の滞納額は1億2,023万円・1

世帯平均3万8千円。協会けんぽの2倍です。問題なのは、子ども1人32,300円も課税する均等割です。全国知事・市町村会も廃止を求めています。

黒字の介護保険料は引き下げよ！

第7期の介護保険料は、月810円値上げ5,760円になりました。基金残高は1億2,377万円・1人平均16,830円。値下げに回すべきです。

9市で一番高い水道料金は引き下げよ！

公共下水道、加入率7割未満で毎年度赤字。この17年間で一般会計からの繰入金は約7億7千万円です。一方、水道事業は、5,479万円の赤字で累積2億952万円です。串間市の水道料金は10立方メートル当たり1,777円。9市で一番高い水道料金になっています。

病院事業は、16億円の赤字です。

赤字解消のためにも医師確保を強く要望します。

令和2年9月 第4回串間市議会定例会 議案等の審議結果及び各議員評決

		議決結果	堀透	野辺俊郎	内藤圭亮	坂中喜博	福留成人	川崎千穂	今江猛	瀬尾俊郎	山口直嗣	岩下幸良	門田国光	児玉征威	菊永宏親	中村利春		
市長提出議案	報告第11号	令和2年度串間市一般会計補正予算(第5号)の専決報告について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	-		
	報告第12号	令和2年度串間市一般会計補正予算(第6号)の専決報告について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
	報告第13号	令和元年度串間市健全化判断比率の報告について	終了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	報告第14号	令和元年度串間市資金不足比率の報告について	終了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	報告第15号	令和元年度串間市一般会計継続費精算報告書について	終了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認定第1号	令和元年度串間市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	認定第2号	令和元年度串間市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	認定第3号	令和元年度串間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	認定第4号	令和元年度串間市病院事業会計決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	認定第5号	令和元年度串間市水道事業会計決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	認定第6号	令和元年度串間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	認定第7号	令和元年度串間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	認定第8号	令和元年度串間市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	認定第9号	令和元年度串間市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	認定第10号	令和元年度串間市市木診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	議案第67号	令和2年度串間市一般会計補正予算(第7号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	議案第68号	令和2年度串間市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第69号	令和2年度串間市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	
議案第70号	令和2年度串間市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	

次ページへ続く

		議決結果	堀透	野辺俊郎	内藤圭亮	坂中喜博	福留成人	川崎千穂	今江猛	瀬尾俊郎	山口直嗣	岩下幸良	門田国光	児玉征威	菊永宏親	中村利春	
市長提出議案	議案第 71 号	串間市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	議案第 72 号	市税条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	議案第 73 号	串間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	議案第 74 号	串間市アクティブセンター条例を廃止する等の条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	議案第 75 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	議案第 76 号	工事請負契約の締結について	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	-
	議案第 77 号	財産の取得について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	議案第 78 号	令和元年度串間市水道事業会計の剰余金の処分について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
	議案第 79 号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	原案同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	異議なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	異議なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	異議なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	請願・陳情	陳情第 2 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情第 3 号		寺里地区における避難道路の整備について	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議員提出議案	議員提出議案第 6 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

○賛成 ×反対 △棄権 -欠席等 -採決なし ※議長（中村利春）は採決に加わらないので「-」で表示。可否同数のときは、議長の決するところによる。

市議会に対するご意見をお聞かせください。

◀ 点線に沿ってお切りください。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの**密**を避けましょう！

① 換気の悪い
密閉空間



② 多数が集まる
密集場所



③ 間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

9月定例会では1件の意見書案を可決し、国に提出しました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

宮崎県串間市議会

編集後記

編集副委員長 内藤 圭亮

今定例会は、コロナ禍と勢力が強いと予測された台風第10号の行政対応（避難所開設等）を考慮した9月定例議会となりました。IT・ICTを活用した議会運営・議会改革の必要性を今まで以上に感じたところでもあります。

また、今回から決算審査にかかる委員会も会期中に実施し、予算編成前での議会からの指摘や、市民の皆様の要望や意見を反映できる形になりましたことをご報告いたします。

地域ブランドの一つであるかんしょ茎・根腐敗症の被害は、未だに収束させることもできず、再興に向けた継続した支援策を要望していかなければなりません。

国において、自治体間のシステム統一やマイナンバーと免許証の一体化、さらに脱はんこの取組など、菅内閣へ期待される『変化』をいち早く取り込み、行政サービスの向上が図られるように、未来に向けた提言と将来もこの串間に生き、責任を背負う世代として活動していきたいと思っております。

POST CARD



料金受取人払郵便

日南局承認

552

差出有効期間
令和2年12月
31日まで

(切手不要)

8 8 8 8 5 5 5

宮崎県串間市大字西方5550

串間市役所 議会事務局 行

